「町長への手紙」の使い方

・町長への手紙は、切手不要の便せん（封筒）になっています。
・用紙をキリトリ線で切り離し、「のりしろ」の部分にのりを付け、記入いただいたご意見が内側になるよう二つに折って貼り合わせてください。切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
・この便せんは、令和6年3月31日まで使用できます。

▼回答できない事例

ご意見などの内容が、次に該当する場合は、回答できないことがあります。

●内容、趣旨が不明なもの
●特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
●営利を目的としていることが明らかなもの
●公序良俗に反するもの
●架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
●町が担当する事務でないもの
●その他、町が不適当と認めたもの

▼公開基準

町民の皆さまとの「協働のまちづくり」の推進と開かれた町政の実現を目指すため、町長への手紙とそれに対する回答を公開しています。

公開の対象とするものは、町長への手紙のうち、町が文書で回答し、差出人より公開を承諾する旨の意思表示がされているものです。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

●個人が特定されるもの
●すでに公開されているものと概ね同一の内容または類似しているもの
●その他、公開の目的に適さないと判断したもの

キリトリ

のりしろ

題　名
この線に沿って内側に折り畳んでください。
〒 ご住所	性　別 年　齢
（ふりがな） お　名　前	電話番号 （日中連絡のとれる）
本意見の回答を □ 希望する □ 希望しない	※回答を希望する場合、ご住所、お名前、電話番号を必ずご記載ください。

町全体の課題として共有していくため、町公式ホームページなどで公開することを □ 承諾する □ 承諾しない
※チェックがない場合は、承諾しないものとして扱います。

のりしろ

町長への手紙 ～皆さまの声をお寄せください～

町長への手紙は、町民の皆さまの声を町政に反映させるためのものです。今月号の広報に専用用紙を掲載しておりますので、皆さまのご意見・ご要望などをお寄せください（任意の用紙でも構いません）。いただいたお手紙は町長がすべてに目を通し、担当課と協議のうえ回答いたします。今回は、令和4年度にいただいた34通のお手紙の中から、抜粋して紹介します。

※今回掲載した内容は、回答時点のものであり、最新の状況と異なる場合があります。

●これまでに寄せられたご意見はコチラ⬇

問 「何でもやる課」設置のお願い

急速な高齢化の為、樹木や生垣などの伐採ができなくなっています。松戸市のように「何でもやる課」の設置をお願いします。様々な相談にのっていただき、高所作業車の免許等の取得や速やかに実行に移す職員の配置など、住民の為に働いてほしいです。

答 役場の業務は多岐にわたりますが、個人の庭の樹木の伐採など自己責任で行うものについては、お引き受けすることはできません。樹木の伐採や生け垣のお手入れにつきましては、シルバー人材センター等でも対応しておりますのでご利用をご検討いただければと思います。

なお、松戸市には住民の声にすばやく対応するため設置された「すぐやる課」がございますが、松戸市においても同様で庭の手入れなど個人的な要望については受け付けていないようです。また、職員の配置につきましては、役場では、住民の方から頂いたお問い合わせなどについて、迅速かつ丁寧に対応するよう心がけております。特別に課を設置する予定はございませんが、すべての職員が共通しそういった意識を持てるよう人材育成に努めてまいります。

相談につきましては、高齢者の方が対象とはなりますが、地域包括支援センターの事業の1つに総合相談・支援事業があります。これは、地域の高齢者に関する医療・保健・福祉の相談を総合的に相談できる仕組みであり、地域包括支援センターは、地域に住む高齢者やそのご家族の方などが、高齢者の事を広く相談できる窓口となっておりますので、周囲の高齢者の方で気になることなどがございましたら、お気軽にご相談ください。【担当：総務課・福祉課】

▼問い合わせ先
総務課　秘書広聴係
☎68－2211（内線311）

防災行政無線を用いた全国一斉情報伝達試験の実施のお知らせ

災害や武力攻撃などの発生時に備え、左記のとおり、今年度は4回の情報伝達試験を行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた国による試験です。

※Jアラートとは、災害や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

▼試験実施日時

令和5年6月7日㈬
8月23日㈬
11月15日㈬
令和6年2月9日㈮　いずれも午前11時

▼放送内容

町内の防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】
1. 上りチャイム音
2. 「これは、Jアラートのテストです」×3回
3. 「こちらは、ぼうさいとねです。」×1回
4. 下りチャイム音

▼問い合わせ先　防災危機管理課　防災係
☎68－2211（内線317）